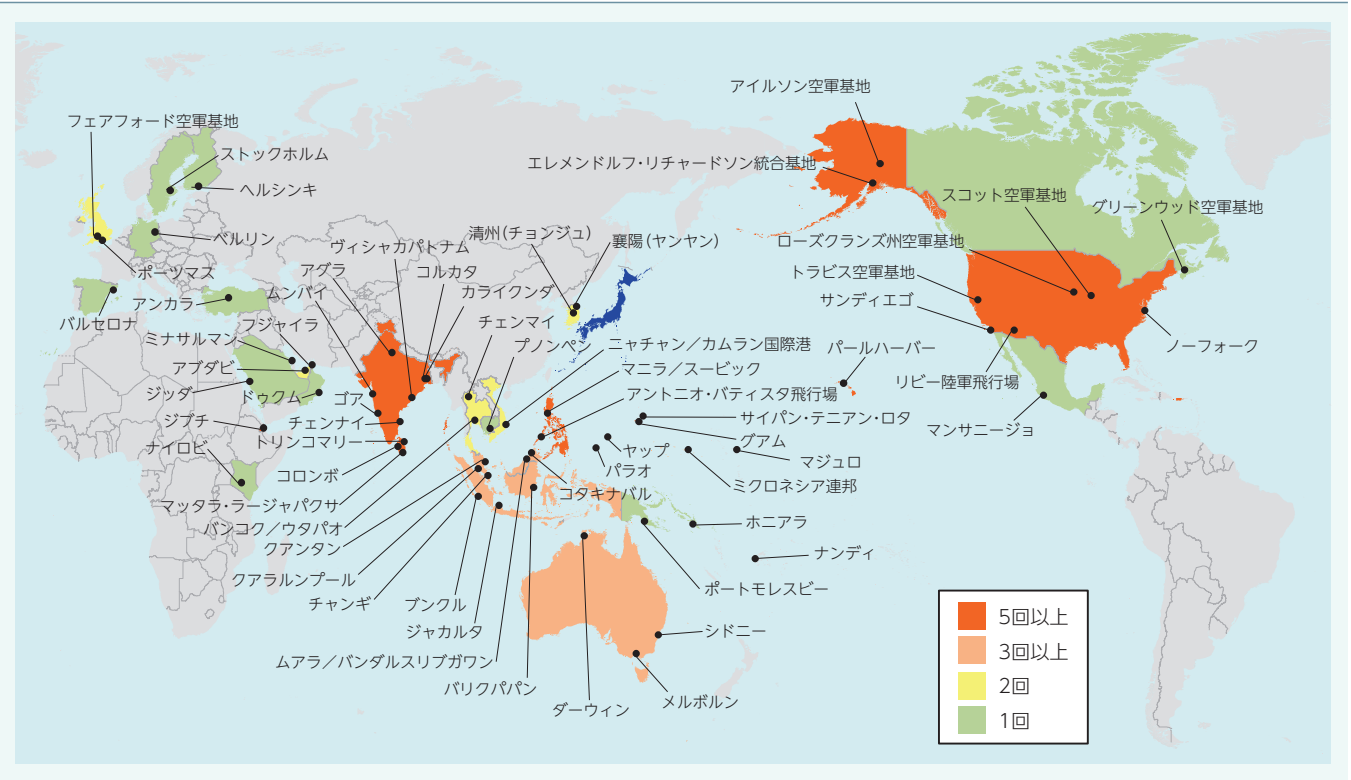


図表Ⅲ-3-2-4 自衛隊による寄港・寄航実績（18（平成30）年）



第3節 宇宙領域及びサイバー領域の利用にかかる協力

国際社会においては、一国のみでの対応が困難な安全保障上の課題が広範化・多様化しており、宇宙・サイバーといった新たな領域の利用の急速な拡大は、これまでの国家の安全保障のあり方を根本から変えるため、国際的なルールや規範作りが安全保障上の課題となっている。防衛省・自衛

隊は、新防衛大綱に基づき、関係国と情報共有、協議、演習、能力構築支援などを通じて連携・協力を強化することにより、宇宙領域及びサイバー領域における優位性を早期に獲得するとともに、国際的な規範の形成にかかる取組を推進することとしている。

Q 参照 1章2節3項（宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応）

1 宇宙領域の利用にかかる協力

宇宙領域の利用については、関係国との協議や情報共有、多国間演習への積極的な参加などを通じ、宇宙状況監視（SSA）や宇宙システム全体の機能保証などを含めた様々な分野での連携・協力を推進することとしている。

防衛省・自衛隊はこれまで、米軍が主催するSSA多国間机上演習（グローバル・センチネル）及び宇宙安全保障に関する多国間机上演習（シュリーバー演習）に参加し、多国間における宇宙空間の脅威認識の共有、SSAにかかる協力や宇宙シ

ステムの機能保証にかかる知見の蓄積に努めている。

Q 参照 2章2節（日米同盟の抑止力及び対処力の強化）

米国以外との協力についても防衛省・自衛隊として取り組んでおり、オーストラリアと安全保障分野における日豪宇宙協議及び日米豪宇宙協議を開催し、宇宙政策にかかる意見交換を実施している。また、フランスとは15（平成27）年3月、日仏「2+2」において、宇宙における両国政府間対話を強化することについて一致したことを受け日

仏包括的宇宙対話の立ち上げを決定し、17（平成29）年3月の第2回日仏包括的宇宙対話では日仏間のSSA協力を強化するため、「日本国の権限のある当局とフランス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握にかかる情報共有に関する技術取決め」に署名し、具体的な協力を促進することで一致した。EUとは14（平成26）年5月、日EU定期首脳

会議において、日EU宇宙政策対話の立ち上げを決定し、これまで4回の協議をしている。インドとは18（平成30）年10月の日印首脳会談において、政府間での宇宙対話を立ち上げることを決定し、19（平成31）年3月に実施された第1回会合に防衛省からも参加した。

Q参照 1節2項（各国との防衛協力・交流の推進）

2 サイバー領域の利用にかかる協力

サイバー領域の利用については、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加などにより、関係国との連携・協力を強化することとしている。

防衛省は、オーストラリア、英国、ドイツ、エストニアなどとの間で、防衛当局間によるサイバー協議を設け、脅威認識やそれぞれの取組に関する意見交換を行っている。また、NATOとの間では、防衛当局間のサイバー協議である「日NATOサイバー防衛スタッフトークス」の実施、NATO

が主催するサイバー防衛演習（Cyber Coalition）へのオブザーバー参加など、運用面での協力も見据えた取組を行っている。さらに、エストニアに設置されているNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）が主催する「サイバー紛争に関する国際会議」（CyCon）への参加、サイバー防衛演習（Locked Shields）へのオブザーバー参加のほか、19（平成31）年3月より、防衛省から同センターに職員を派遣し、NATOとのサイバー分野での協力関係を発展させている。

VOICE NATOとのサイバーに関する連携強化

NATOサイバー防衛協力センター（エストニア、タリン）
防衛研究所 主任研究官 河野 桂子

私は平成31年3月からエストニアにあるNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）において法務部門の研究員として勤務しています。本センターは毎年、多国間サイバー防衛演習（Locked Shields）や国際会議（CyCon）を開催するほか、各種の教育訓練を行っています。またサイバーセキュリティに関する様々な論点について研究を行い、その研究成果をホームページなどを通じて発信しています。

私は本年Locked Shieldsの本部要員として、演習に参加する合計23のチームに対して与える国際法の課題の作成と回答の採点に携わったほか、法務部門においてサイバー防衛に関する法的な研究を行っています。

サイバー攻撃を受けた場合に、国際法、戦略、技術、運用の観点からいかに対応するかという問題は、NATOにおいても益々注目を集めており、この分野の研究、教育訓練、演習を行う本センターへの期待は年々高まっています。

本センターの一員となることでNATOにおける最新の研究動向に接しつつ、私自身も本センターの研究成果に貢献することによって得られる知見を、この分野における防衛省・自衛隊の取組に活用したいと考えています。



NATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）で勤務する筆者（右から2人目）

このほか、シンガポール、ベトナム、インドネシアの防衛当局間で、IT フォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組及び技術動向に関する意見交換を行っている。また、能力構築支援として、17（平成29）年12月及び19（平成31）年3月、ベトナム軍に対するサイバーセキュリティ分野の人材育成セミナーを実施するなど、協力の拡大を図っている。

Q 参照 1 節2 項（各国との防衛協力・交流の推進）
1 節5 項（能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組）

サイバー攻撃が国境を越えて行われることを踏まえれば、今後も、各国の防衛当局やCCDCOEなどの関係機関との意見交換やサイバー防衛演習への積極的な参加を通じ、サイバー分野における国際連携を強化していくことが重要である。

第4節 軍備管理・軍縮及び不拡散への取組

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルなどの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上の観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対しては軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備されており、これまでわが国も積極的な役割を果たしてきたとこ

ろである。新防衛大綱においても、関係各国や国際機関などと協力しつつ、軍備管理・軍縮・不拡散に関する取組を推進することとしている。また、自衛隊が保有する知見を活用しつつ、自律型致死兵器システム（LAWS）
Lethal Autonomous Weapons Systemsに関する議論を含む国際連合などによる軍備管理・軍縮にかかる活動に関与することとしている。

Q 参照 図表Ⅲ-3-4-1（通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制）

1 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器及び生物兵器といった大量破壊兵器や、その運搬手段となり得るミサイル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画している。

化学兵器禁止条約（CWC）
Chemical Weapons Conventionについては、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も検証措置などを行うために設立された化学

兵器禁止機関（OPCW）
Organization for the Prohibition of Chemical Weaponsに化学防護の専門家である陸上自衛官を派遣するなど、人的貢献を行ってきた。また、陸自化学学校（さいたま市）で条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規定に従い、OPCW設立当初から計10回の査察を受け入れている。

さらに、わが国はCWCに従い、中国において遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体と

図表Ⅲ-3-4-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイル及び関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約 対人地雷禁止条約(オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度 武器貿易条約(ATT)
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				